

○栗原市工事共同企業体運用基準

平成17年4月1日

告示第137号

改正 令和元年5月31日告示第10号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定建設工事共同企業体（第4条—第16条）

第3章 経常建設共同企業体（第17条—第24条）

第4章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、栗原市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この基準において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより効果的な施工を確保することを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この基準において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化することを目的として、年間を通じて結成される共同企業体をいう。

（共同企業体活用の原則）

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

2 共同企業体を活用する場合には、栗原市建設工事等の競争入札参加者資格を定める基準（平成17年栗原市告示第133号）別表第2の表（以下「等級別発注標準請負工事金額表」という。）の適正な運用を図るものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事）

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下この条において「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる等級別発注標準請負工事金額表に規定する工事の種類ごとに当該各号に定める金額以上の工事とする。

(1) 土木工事 6億円

(2) 建築工事 8億円

(3) 鋼構造物工事、しゅんせつ工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、舗装工事、設備工事及びその他工事 3億円

2 前項に掲げるもののほか、当該工事費の額が同項各号に掲げる額のおおむね2分の1以上で、かつ、技術力等を特に結集することにより効果的施工が図り得ると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(令元告示10・一部改正)

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項各号の金額を大幅に超える工事であつて、多数の工種にわたる等の事由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、構成員の数を4社又は5社とすることができる。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に係る業種の全部又は一部について、栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号。以下「規則」という。）第5条の規定により建設工事入札参加資格の承認を受けていること。この場合において、発注工事に係る業種の全部について、構成員のいずれかが当該承認を受けていなければならないこと。
- (2) 発注工事を構成する一部の工種類を含む工事について、元請としての一定の実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事の施工実績を有すること。ただし、第8条に規定する代表者となる者以外の者については、これによらないことができる。
- (3) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、等級別発注標準請負工事金額表に掲げる最上位等級に格付されている者のみ、又は最上位等級に格付されている者及び第2位等級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の第3位に格付けされている者で十分な施行能力があると認められる者については、最上位等級の者を構成員とする共同企業体の構成員とすることができる。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者でなければならないものとする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企

業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

- (1) 2社の場合 30パーセント
- (2) 3社の場合 20パーセント
- (3) 4社の場合 15パーセント
- (4) 5社の場合 10パーセント

(指名競争入札の選定通知)

第10条 市長は、発注工事について指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、特定建設工事共同企業体の構成員として適当と認められる建設業者が選定されたときは、その旨を当該建設業者に対して通知するものとする。

(一般競争入札の参加希望の届出)

第11条 特定建設工事共同企業体の構成員として一般競争入札に参加をしようとする建設業者は、当該特定建設工事共同企業体の構成員となろうとする旨の届出をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その建設業者の商号又は名称及び等級（規則第5条の規定により建設工事入札参加資格を承認された建設業の種類に応じた等級をいう。）を公表することができる。

(入札参加資格審査申請)

第12条 競争入札に参加しようとする建設業者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成し、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）（ただし、一般競争入札に参加しようとする者にあつては、別に定める申請書）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第10条の規定により通知を受けた建設業者で競争入札に参加しようとする者が前項の書類を提出する場合は、その提出期限は通知を受けた日から7日以内とする。

- 3 一の建設業者が一の発注工事について競争入札参加資格審査申請を行うことができる特定建設工事共同企業体の数は、1つとする。

(協定書)

第13条 前条第1項第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書は、様式第2号に準じて作成しなければならない。

(入札参加資格審査)

第14条 市長は、第12条の規定による申請があつたときは、速やかに審査をし、適切と認めた場合には、参加資格を承認し、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書（様式第3号）を代表者に交付するものとする。

(共同企業体数が不足する場合の補充)

第15条 前条の規定により承認された特定建設工事共同企業体の数が規則第7条第

1項の数に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、第10条から前条までの手続を経て補充するものとする。

(解散の時期)

第16条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第17条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、当該共同企業体の等級別発注標準請負工事金額表に定める等級格付に対応する請負工事金額の規模の工事とする。

(構成員の数)

第18条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合に限り、4社又は5社とすることができる。

(構成員の要件)

第19条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する許可業種について、許可を有しての施工実績が2年以上であること。
- (2) 入札申請業種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (4) 工事1件の請負代金の額（以下この条において「請負代金の額」という。）が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること（請負代金の額が、同項に定める金額の3倍に相当する額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、監理技術者又は主任技術者を工事現場に兼任で配置することができること。）。

2 入札申請業種について許可を有しての施工実績が2年未満の者であっても、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、前項第1号の規定にかかわらず、同号の要件に該当するものとみなす。

(構成員の組合せ)

第20条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たす組合せ

とする。

(1) 等級別発注標準請負工事金額表に掲げる等級について、同一の等級又は直近の等級に格付されている表による組合せ（下位の等級に格付されている者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級に格付されている者による組合せ）であること。

(2) 構成員の半数以上が県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内業者」という。）であること。

2 組合せを行った後に前項の要件を欠いた場合であっても、継続的な協業関係を維持しているときは、当該要件に適合しているものとみなす。

（代表者）

第21条 経常建設共同企業体の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、県内業者でなければならない。

（出資割合）

第22条 代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

（入札参加資格審査申請）

第23条 経常建設共同企業体は、競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 経常建設共同企業体協定書の写し

(3) 構成員全員の経営事項審査結果通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 1の建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。

（協定書）

第24条 前条第1項第2号に規定する経常建設共同企業体協定書は、様式第2号の2に準じて作成しなければならない。

第4章 雑則

（特定建設業の許可の有無）

第25条 共同企業体が工事を施工する場合においては、建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り締結できるものとする。

（編成表等の提出）

第26条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式第4号に準じ、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を規則第2条第2号に規定する工事執行者に提出しなければならない。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合

に関する協定書（様式第5号）を提出しなければならない。

（その他）

第27条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日告示第10号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

様式第1号(第12条、第23条関係)

経常建設
特定建設工事 共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

栗原市長 様

共同企業体の名称
共同企業体の代表
者の住所、名称及び
代 表 者 名
共同企業体の構成
員の住所、名称及び
代 表 者 名

㊦

㊦

㊦

㊦

㊦

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇共同企業体を結成したので、貴市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

構成員の名称	許可番号及び 許可年月日	入札参加承認番号	今回審査申請 する業種
工事名			

様式第2号(第13条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第2号の2(第24条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。
ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
○○建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第3号(第14条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書

承認番号 第 号

住所又は所在地
名 称
代 表 者 名

栗原市が発注する下記の建設工事の入札に参加する資格を承認する。

年 月 日

栗原市長



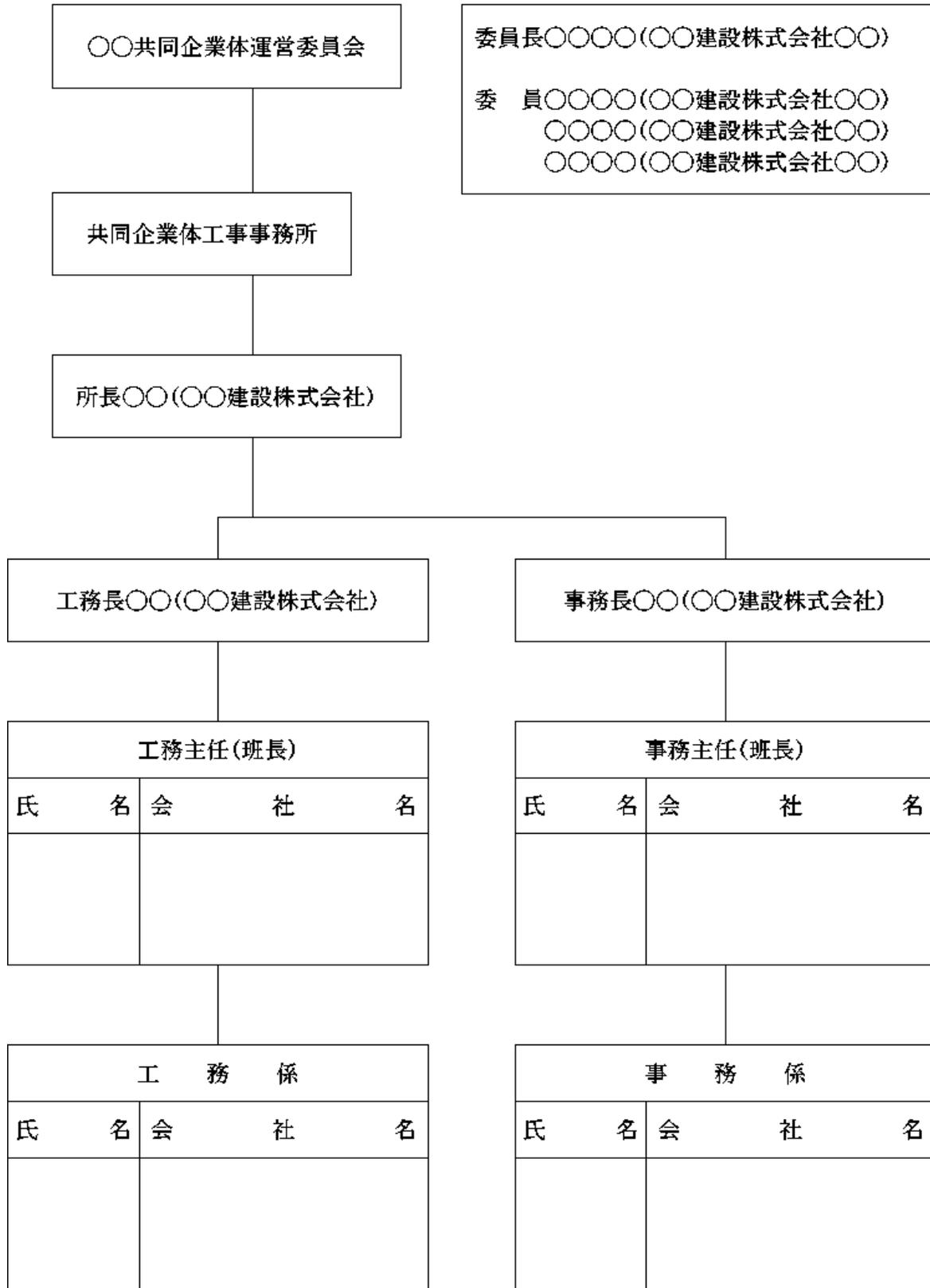
記

1 工事名

2 承認業種 [等級]

様式第4号(第26条関係)

〇〇共同企業体編成表



経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書

〇〇発注に係る下記工事について、〇〇〇〇建設共同企業体協定書第〇条の規定により、当企業体構成員の出資割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印